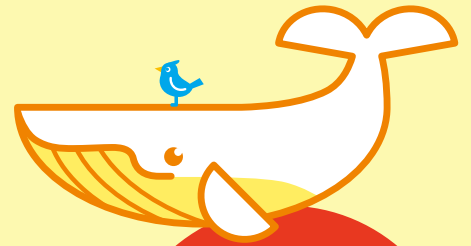




いつも、あなたのそばに。
always by your side



Legal Support Press

2016年

Press

Vol.14

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特集

世界の成年後見

特別寄稿 第4回

成年後見法世界会議
ベルリンからの報告

芳賀 裕氏 日本成年後見法学会 常任理事



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート



第4回成年後見法世界会議 ベルリンからの報告

が ゆう
芳賀 裕氏 日本成年後見法学会 常任理事

- 1952年 福島県生まれ
- 1974年 明治大学卒業
- 1975年 司法書士事務所開設
- 2000年6月～2001年6月 社団法人 全国高等学校PTA連合会 副会長
- 2001年5月～2007年5月 福島県司法書士会 会長
- 2007年6月～2011年6月 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 理事長
- 2013年5月～2014年5月 全国市町村教育委員会連合会 副会長
- 2015年4月～ 日本高齢者虐待防止学会 監事

1 はじめに

2016年9月14日から16日までドイツ連邦共和国の首都ベルリン郊外のエルクナー・トレーニングセンターにおいて世界30カ国より約500名の研究者・裁判官・実務家等が参加して標記世界会議が開催された。日本成年後見法学会からは研究者・弁護士・司法書士・社会福祉士・税理士等46名が参加した。

第1回の世界会議は、日本成年後見法学会が中心となり2010年10月横浜市で16の国と地域から約500名が参加し開催されている。そこで決議された「横浜宣言」(①現行成年後見法の改正とその運用の改善、②公的支援システムの創設、③新たな成年後見制度の可能性、を訴えた)の公表をきっかけに様々な方面への働きかけを行った経緯があり、2016年4月8日「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「利用促進法」という)が議員立法によって成立した。

利用促進法のもと「成年後見制度利用促進基本計画案」が検討されている状況の中、世界の成年後見法の現況と課題をつぶさに学び直すことができた。また、世話協会の代表者であるヨーヘン・エクセラークーニック社会福祉士にも同席いただいた。裁判官からは、1992年に制定されたドイツ世話法は、ナチス時代の障害者への迫害の痛烈な反省から判断能力が低下しても法的行為能力が剥奪されることのない制度とされている。世話法には①必要性②自立性・自己決定③人権保護の3つの原則がある。世話人の職務範囲は①健康や医療②居所指定③住居に関する契約④郵便物の開披⑤財産管理、のうちから本人に必要とされる権限のみが付与される二元的制度になっている。裁判官は、世話開始の申立があると、ソーシャルレポートや医師の鑑定書を基に世話の必要性やその範囲を検討し、本人の聴聞を行う。世話人選任後7年以内で必ず「世話人が今後も必要か否か」見直すことが法定化されている、等の説明をいただいた。



エルクナー・トレーニングセンター入口



国際シンポジウムの様子

せいか、連日30度を超す異常な暑さに汗をかきながらの会議参加となった。

2 国際シンポジウム 「成年保護制度」

国際会議に先立ち、9月12日にベルリン日独センターにおいて、日本・ドイツ・韓国・台湾の研究者と実務家90名が参加して「日本の成年後見法」「ドイツ世話法」に関するシンポジウムが開催されたので、まず、その報告をする。

「意思決定代行」をテーマにした第一部で、国連障害者権利条約第12条の解釈から、「後見は、人権を制限する制度」として批判されているが、ドイツの法定世話人は本人が重篤な危機にある場合にその危機を回避する以外は代行決定をすることを認められていない。そのような同意権留保は、5%ほどあるが、いずれも本人の視点に立った代行決定を行なっている、との報告があった。

「二元的制度か多類型の制度か」をテーマにした第二部では、日本の三類型は不公平・不適当な運用を避け、第三者の予測可能性を尊重しているが、包括的権利制限を禁じている条約第12条に反している可能性がある。ドイツのように

4 世界会議オープニングでの 国連副委員長スピーチ

世界会議のオープニングでは、連邦家庭・女性・家族省長官から「ドイツでは、保護を必要とする成年のための柔軟な世話法で自己決定の理念の下、130万人の被世話人と260万人の任意後見契約者があり多くの国民が支援を受けて生きる時代になっている。そして専門的世話人とボランティアや家族が本人の自律と監護に大きな力になっている」との開会の辞があり、前連邦憲法裁判官、連邦最高裁判所長官等の講演等が引き続き行われた。また、今年の会議で特に注目を集めたのは、国連障害者権利保護委員会副委員長テレジア・デーグナー氏の「障害者権利の視点からの成年後見」と題するスピーチであった。



国連障害者権利保護委員会副委員長(右側)

「障害者権利条約批准国166カ国中、現在50カ国を調査したが、ほとんどが条約第12条に反している現状にあります。人権の擁護とは、人が主体として行使する権利を護ることです。本人の意思を可能な限り探るということを尽くした後にのみ意思決定の代理ができるのです。意識混濁で危機的状況にある人も自由な意思が無いのではない。そのような昏睡状態の患者の存在を意思決定代行を当然のように認める抜け道にしてはなりません！本人を意思

必要性の原則から本人個々の必要性を判断して決めることの困難さと、日本のように三類型に本人個々の能力を当てはめて検討して決めることの困難さ、とを比較すれば大差はないのではないか。多類型から二元化へ変更することで行為能力制限を限定的にすべきではないか、等と討議がなされた。

また、第三部では「ネットワーク活動」について議論がなされ、ドイツでは、当事者の自助グループも含め学際的なネットワークが必要とされており、全国843カ所の認定された世話協会では、リクルートする世話人候補者に「被世話人の意思と希望を尊重すること」「や「家族との接し方」等を教えたりする研修カリキュラムを実施して世話人候補者の質の向上を図っている、等の報告があった。最後に、本人と一緒に話し合いは行政的にも無視してはならないことであると締めくくられた。

3 一区裁判所(後見裁判所)の視察

世界会議前日の9月13日、管轄内人口約23万人のクレーベニック区裁判所(後見裁判所)を訪問する機会を得た。私は、2010年に続いての訪問となったが、前回と同じマリア・マメリー・ラッツェル判事から現状報告



クレーベニック区裁判所入口

をお聞きすることができた。また、世話協会の代表者であるヨーヘン・エクセラークーニック社会福祉士にも同席いただいた。裁判官からは、1992年に制定されたドイツ世話法は、ナチス時代の障害者への迫害の痛烈な反省から判断能力が低下しても法的行為能力が剥奪されることのない制度とされている。世話法には①必要性②自立性・自己決定③人権保護の3つの原則がある。世話人の職務範囲は①健康や医療②居所指定③住居に関する契約④郵便物の開披⑤財産管理、のうちから本人に必要とされる権限のみが付与される二元的制度になっている。裁判官は、世話開始の申立があると、ソーシャルレポートや医師の鑑定書を基に世話の必要性やその範囲を検討し、本人の聴聞を行う。世話人選任後7年以内で必ず「世話人が今後も必要か否か」見直すことが法定化されている、等の説明をいただいた。

世話人からは、司法補助官(行政学を専攻した世話事務や執行事務を行なう裁判官から独立した役割)に1年に1回、銀行取引等の報告をし、本人の無駄使いを世話人がチェックしているか、世話人に不正はないかを監督してもらっている。また、世話協会では、名誉職世話人のリクルートと研修、市民からの相談を受ける等の広報活動も行っている、との報告をいただいた。現在この裁判所では3人の司法補助官が約4000件の継続事件を監督しているとのことだが、6年前は約4500件であったので、必要性の見直しが進んでいるのかもしれない。

決定に参加させることで後見や世話は排除できるのです」という趣旨のスピーチに、参加者は、ラストリゾートとして「代理」は残さざるを得ないが、成年後見制度は、可能な限り本人の希望を叶えられる法的担保を備えた仕組みにしなければならない、との思いを強くしたのではなからうか。

5—14のパネル討議

会議では、以下の14のパネル討議が行われたが、同時に数種が並行して行われたため4つのみ(赤字)の参加となった。

- ① 支援の必要性と法的能力
- ② 支援と代理
- ③ 持続的代理権と代理契約
- ④ 法的能力の行使における支援の必要性の評価
- ⑤ 法的能力の行使における家族の役割
- ⑥ 専門職として任命された「世話人」(法定後見人)
- ⑦ 経済的搾取と監督
- ⑧ 自由の剥奪と不同意な医学治療
- ⑨ 高齢者の介護虐待と特別の弱い弱性
- ⑩ 地域のネットワーク、カウンセリングと体制
- ⑪ 通常支援による意思決定者
- ⑫ 専門職として働く「世話人」(法定後見人)
- ⑬ 被成年後見支援擁護協会
- ⑭ 科学と研究



14のパネル討議の様子

一つのパネル討議時間は、90分で、次のパネルまでは休憩時間。休憩時間は、30分は本人の法

加している。趣旨の報告があった。成年後見制度は、本人の法

的能力の程度のみで利用の必要性が決められるのではなく、他に保護手段がない場合に権利制限を必要最小限にして利用される傾向は各国共通のようである。

8—経済的搾取と監督

シンガポールから「本人を一番守ってくれるのは家族だが、家族の現状は、一人暮らし世帯や子供のいない夫婦が増加し、三世帯同居や二世帯同居世帯が減少している。また、家族内での搾取も多い。高齢者に対する犯罪の量刑は1.5倍とされており、内部告発も可能な制度にしているにもかかわらず被害は多発している。」と報告された。また、ドイツからは「加害者の50%が本人の子どもであり、その25%が失業者で、またその20%は薬物中毒者である、との統計がある。家族加害者に「家族のために本人のお金を使って何が悪い」との意識がある一方、本人に経済的虐待を受けている意識が乏しい、という問題もある。」と報告された。いずれの国においても経済的虐待の存在があることは確認できたが、残念ながら後見人の監督や横領に対する具体的な防止策等の討議には至らなかった。

ビーには、コーヒー、紅茶、ジュースの他、クッキー等のつまみ類が用意されており、ロビーや広い中庭で参加者同士が飲み物片手に懇談している姿があちこちに見られた。昼食時間は、2時間とたっぷり。大きな食堂でゆっくりバイキング料理をいただくことができるなど、日本における一般的な会議の持ち方との違いを感じた次第である。

以下に4つの分科会の様子を報告するが、会議は英語とドイツ語で進行され、同時通訳の日本語を聴きもらしたところもあるため、正確な報告になっていないおそれもあるため、ご容赦願いたい。

6—支援の必要性と法的能力

ドイツ人司会者の「支援者が憶測で支援のあり方を判断するのではなく、本人とよく話しをすることから支援が始まる」とのスピーチで開始された。

韓国からは「親族後見人が85%であり、後見は、家庭内の問題として意思決定支援等が表面化しにくい。背景には、儒学の国で、本人に代わって家族が行うことが許されているという実情がある。しかし、今後、後見人の役割は意思決定支援になっていくだろう。代行決定は最後の手段となると考える。」と報告された。

スイスからは「2007年成立の成年保護法が2013年1月に改正され自己決定権が確立され、必要に応じて補助人を選任するテラーメードの制度となったため専門性のある司法・行政関係者の増加が求められている。また、

9—地域のネットワーク、カウンセリングの体制

ドイツでは「世話裁判所が医師に必要性の有無を、地元の世話官庁に本人の状況と他の支援方法等に関するソーシャルレポートの提出を委託する等連携が図られている。」と報告された。オーストリアでは「官庁が本人の現状を把握し(クリアリング)、その結果を裁判所に報告する。クリアリングは、事物管理者としての2年間の経験に加え研修を終了した者が、裁判所の委託を受けて行う。また、継続事案で支援が必要な状態かどうかを調査した結果、40%が利用の必要なしとされた。」と報告された。いずれも、一度決定したらそのまま継続するのではなく、必要性の原則、補充性の原則を基本に適時に見直しながら成年後見制度が運用されていることが理解できた。

10—ポスター展でリーガルサポートが優秀賞を受賞!

また、会議場の別室で参加国から出展されたポスター展示とそのコンクールがあり、日本からは唯一、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートが日本の成年後見制度と同法人の活動をわかりやすく紹介するポスターを英文で作成し



ポスター展表彰式

利用開始後3年以内でその必要性を見直すことになった。」と報告された。いずれも代行決定は最後の手段であり権利制限は最小限に留めようと努力していることが理解できた。

7—法的能力の行使における支援の必要性の評価

司会者から「世話人を選任する以外に本人に対する支援がない場合には、世話官庁が世話裁判所に世話人を推薦し、本人の希望を尊重して選任される。利用開始後7年以内に世話人が必要か否か見直す。」とドイツの世話制度が説明された。

次いでオーストラリアから「代行決定から意思決定支援へ意思決定代行者の選任は最後の選択となる」法律を改革している。」と報告があった。オーストラリアからは「2006年に成年者保護法が改正され、事物管理者(後見人)の利用は最終手段とされ、老齢配慮代理権(任意後見)その他の複数の制度が定められ、事物管理者の利用申立があった場合に他の代替手段を検討する(クリアリング)ことが規定されるなど、できるだけ国による保護から自己や家族によって保護する方向に切り替えた。」との趣旨の報告があった。

スウェーデンからは「職権主義で本人に直接聴聞をし、身上・経済的に支援なしでは生活できない状況の場合にグードマン(特別代理人)、フォルヴァルタル(管理後見人)が選任される。最近、高齢者や障害者が多くなりその数も増

出した。審査の結果、優秀賞となり、梶田美穂副理事長が代表で表彰を受けた。世界の成年後見関係者にあらためて同法人が日本において重要な存在であることやこれまでの活動を知っていただく良い機会となったものと思う。

終わりに、会議の中で参加者が発言された以下のコメントを紹介して報告を閉めさせていた

◎ すべての人に法的行為能力を認めることから始まる!

◎ 最も弱い立場の人々の意思や希望を受け入れるのは、その他の人々のすべきことだ。

◎ 成人の行為能力を100%剥奪することをしてはいけない。しかし、危険から本人を護るため介入(代理)する必要性もある。その線引きが重要な問題だ。

◎ ビジネスパートナーを守るには、法的担保としての世話人の選任が必要だ。

◎ 意思代行決定から意思決定支援へと急に変更するのではなく、当事者に自己決定の必要性を理解させ、支援方法を改めていく努力をしなければならぬ。

国連障害者権利条約と、近々決定されるわが国の成年後見制度利用促進基本計画やそれぞれの国で検討されている制度との整合性がどのように図られることになるのか、2年後に韓国で開催される第5回世界会議での報告・討議が待ち遠しくなった。

世界の成年後見

2010年(平成22年)10月に第1回成年後見法世界会議が横浜で開催されてから、早6年が経ち、今年第4回世界会議がベルリンで開催されました。そこで、今号の特集としてリーガルサポート広報委員がそれぞれ文献に当たり、世界の成年後見制度がどのようになっているのか調べましたので、その概要をご紹介します。
なお、現時点で制度や運用が変更となっている可能性もありますので、あくまでも参考までにご覧ください。



世界の後見制度 比較一覧表

| | ドイツ | イギリス イングランドとウェールズ | アメリカ | カナダ 主にオンタリオ州 | オーストラリア 主にタスマニア州 | 韓国 | 日本 |
|-----------------------|---|----------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|---------------------------|---|--|
| 人口(約) | 8,200万人 | 6,500万人 | 3億800万人 | 3,600万人 | 2,400万人 | 5,100万人 | 1億2,000万人 |
| 利用者数 (概数) H27まで | 世話制度 約130万人 任意代理委任 約150万人 (2011年時点) | 法定後見 53,100人 任意後見 100万人 | 不明 | 不明 | 不明 | 成年後見 870人 限定後見 122人 特定後見 62人 (2014年1月時点申立件数) | 約190,000人 後見 152,000人 保佐 27,000人 補助 8,000人 任意 2,000人 |
| 現行制度 | 1992年 | 2005年 | 州ごとに異なる | 1992年 | 不明 | 2013年 | 2000年 |
| 規定法 | 成年者世話法 | 意思決定能力法 | 統一後見手続法 | 代行決定法 | 不明 | 民法 | 民法 |
| 分類 類型 | 法定後見 世話制度1類型 | 法定後見 | 必要最小限の権限 を付与する1類型 | 必要なことのみを 後見する部分後見 が原則 | 身上監護人 財産管理人 医療同意代行人 | 法定後見 ①成年後見 ②限定後見 ③特定後見 | 法定後見 ①成年後見 ②保佐 ③補助 |
| | 任意代理委任 | 任意後見 | 不明 | 任意後見 | 身上監護任意後見人 財産管理任意後見人 | 契約による後見 | 任意後見 |
| 担当機関 | 世話裁判所 | 後見庁 | 州ごとに異なる | 裁判所・身上財産 公後見人事務所 | 後見管理委員会 | 家庭法院 | 家庭裁判所 |
| その他 | 複数後見・法人後見あり。 職権で後見が開始され ることがある。 | 法定後見より任意後見 の利用の方が活発。 | 本人一人に、権限分掌 された複数の後見人が 付くこともある。 | 能力判定事務所が能力 判定を行う。 | 本人の希望を合意書に し、チームで支援する。 | 後見監督・複数後見・ 法人後見あり。 | 後見監督・複数後見・ 法人後見あり。 |

※上記一覧表は、各国の制度がさまざまであるため、正確には分類されていません。

世界の成年後見 ドイツ



① 制度概要

制度の先進国といえるドイツでは、1992年に施行された成年者世話法によって「法的世話制度」がスタートしました。日本の法定後見にあたる制度です。世話という介護や家事などの事実上の世話のイメージがありますが、ここでは法律上の世話(法定代理人としての活動)を意味しています。日本の後見制度は申立動機でも上位にある「財産管理」偏重の傾向がありますが、ドイツでは財産管理のみならず、高齢者や障害者らの生活全般や健康、医療面についても幅広く支援を行うなど、身上監護面が重視されています。

日本の法定後見は、判断能力に応じて後見、保佐、補助の3類型からなるのに対し、ドイツは1類型です。そして個々のケースごとに本人に必要と判断された任務について世話人(日本の法定後見人に相当する)に権限が与えられるという、本人のニーズにあわせてオーダーメイド型の制度設計がされています。これは、本人に対する法的干渉を必要最小限にとどめるといって、世話を支える基本原理「必要性の原則」の表れでもあります。

② 支援体制の特徴

ドイツでは名誉職世話人と呼ばれる、家族・ボランティア等の無報酬の世話人が大半で、業務として有償で世話人を引き受ける職業世話人は3分の1ほどです。職業世話人の報酬は本人の資産から支払われますが、本人に支払能力がない場合には州政府が負担します。

日本の任意後見にあたる制度として、万一の時に備えて自分で選んだ人に代理委任の手続をしておく「任意代理委任(Vorsorgevollmacht)」があります。この任意代理委任の手続をしていない状況で法的な支援が必要になった場合に、世話制度が利用されることとなります。

ドイツの世話制度の特徴として、支援組織が確立していることがあげられます。支援組織は世話人を支援するための民間団体である「世話協会(Betreuungsverein)」、福祉行政を担う自治体の担当課である「世話官庁(Betreuungsbehörde)」、司法機関である「世話裁判所(Betreuungsgericht)」からなります。世話協会は、ボランティ

ア等の名誉職世話人の確保や育成、家族が世話人になった場合の教育や支援を行います。世話官庁は、自治体の世話を所管する役所で、本人の調査や裁判所に対する世話人の推薦などを行います。これらの民間、行政、司法の各機関が密接な連携と機能分掌に基づいて制度を運用している点は、日本と大きく異なる特徴です。

【参考文献】

- 社会医学研究. 第33巻1号. Bulletin of Social Medicine, Vol.33(1) (2016) 「介護保険とともに高齢社会を支える成年後見制度の現状と課題—ドイツを参考に—」 島根大学法文学部 宮本 恭子
- 大原社会問題研究所雑誌 No.622(2010.8) 「成年後見制度における本人意思の尊重」 上山 泰
- 中央大学HP 「ドイツ成年者世話法から学ぶもの」 中央大学法学部教授 新井 誠
- 月報司法書士(2008.4) 「ドイツにおける成年後見制度」 社団法人 成年後見センター・リーガルサポート理事長 芳賀 裕
- 筑波ロー・ジャーナル 8号(2010.9) 「論説 成年後見制度の理念的再検討 —イギリス・ドイツとの比較を踏まえて—」 上山 泰、菅 富美枝

世界の成年後見 アメリカ



世界の成年後見 イギリス イングランドとウェールズ



① 制度概要

2005年制定の意思決定能力法(MCA)が現行制度の根拠法で、我が国の法定後見と任意後見に類似した制度が定められています。

法定後見類似の制度については、意思決定能力のない人のための意思決定行為に関する手続を扱う保護裁判所が、法定後見人を選任します。ただし、包括的な後見人の選任よりも、重大な医療行為に関する決定等の個々の問題ごとに決定を行う「保護裁判所後見」が優先されます。特別な必要性がある場合には、「保護裁判所による法定後見人選任」が行われますが、授権の範囲や期間は限定的に定められます。法定後見人の役割は、身上監護と財産管理ですが、財産管理のみ命じられている法定後見人が大多数です。選任された法定後見人の監督は、保護裁判所ではなく、後見事件に特化した法務省の組織である後見庁が行います。任意後見類似の制度については、かつて対象は財産管理のみでした。しかし、MCA制定を機に永続的代理権授与制度(LPA)が定められ、身上監護も対象にできるようになりました。登録

① 制度概要

アメリカの後見制度は、歴史的に連邦ではなく州の管轄事項であったため、後見人を選任する権限を裁判所に与える旨の制定法が全ての州に存在しています。各州によって異なる部分もありますが、基本的には連邦議会が制定した統一後見手続法に準拠しています。で、ほとんどの州の後見法規定は類似しています。

アメリカでは、1980年代後半から法定後見制度の改革が本格化しますが、それ以前の後見制度は多くの問題を抱えていました。

まず、従来の後見制度では、被後見人は自分自身の世話や財産管理を行う能力を欠いている、という意味での「無能力」の認定がされなければなりません。そのせいで、精神疾患の部分が強調されすぎてしまい、高齢者のニーズにこたえることができないだけでなく、後見人を付された者は精神疾患であるというレッテルが貼られてしまいました。また、後見人に包括的な権限が付与されてしまうので、被後見人の利益が十分に保護されていませんでした。

このような中で本格的な改革を推進

は、後見庁で、本人と受任者が署名した証明書を添付して証人立会いの下で行いますが、手続面でも費用面でも利用しやすくなっています。

② 支援体制の特徴

「誰もが自分で決定して自分の人生を決める権利を持つ」とする本人中心主義が基本ですが、人には意思決定能力があるということが大前提になります。仮に意思決定能力がない場合には、本人に代わって意思決定をする親族や後見人等が、本人の最善の利益(ベスト・インタレスト)に基づいて意思決定を代行します。

- ① 本人の年齢や外見、状態やふるまいによって、判断を左右されてはならない。
- ② 当該問題に関係すると合理的に考えられる事情については、全て考慮した上で判断しなければならない。
- ③ 本人が意思決定能力を回復する可能性を考慮しなければならない。
- ④ 本人が自ら意思決定に参加し主体的に関与できるような環境を、でき

するきっかけとなったのが、後見制度に関する1987年のAssociated Pressの報道です。この報道では、後見手続のざさんさだけでなく、後見人による虐待やその職務放棄など、被後見人の置かれた悲惨な状況が報告されました。そしてこの報道と前後して、アメリカ法律家協会などの法曹団体から改革案が提示され、各州で法改正が実施されることとなりました。

こうして、後述する現行の後見制度が誕生しましたが、そこにも改善しなければならぬ多くの問題点があり、アメリカでは、持続的代理権授与法や信託制度などの代替システムが後見制度と共に利用されています。

② 支援体制の特徴

日本が後見・保佐・補助の類型論を採用しているのに対し、アメリカは、喪失した能力の程度と後見の必要性からみて必要最小限の権限を付与するという二元的な制度となっています。したがって、審理の結果、申立において求められたほどの権限が後見人には必要でないと判断された場合、必要と認められた権限のみが後見人に付与されることとなります。

る限り整えなければならない。

- ⑤ 尊厳死の希望を明確に文書で記した者に対して、医療処置を施してはならない。他方、そうした文書がない場合、本人に死をもたらしたいとの動機に動かされて判断してはならない。安楽死や自殺幇助は、認められない。
- ⑥ 本人の過去および現在の意向、心情、信念や価値観を考慮しなければならない。
- ⑦ 本人が相談者として指名した者、家族・友人などの身近な介護者、法定後見人、任意後見人等の見解を考慮に入れて、判断しなければならない。

(ひ)

【参考文献】

- リーガルサポートプレス Vol.4(2013) 「報告 講演会イギリス及びドイツの成年後見制度の現状について」
- 経済志林78 第3巻 「イギリスの成年後見制度にみる市民社会の構想1」 菅 富美枝
- 現代社会文化研究 No.55 「イギリスの成年後見法にみるベスト・インタレストの判断」 小林 佳乃子
- 日本弁護士連合会 第58回人権擁護大会 シンポジウム 第2分科会 基調報告書 「成年後見制度から意思決定支援制度へ」

ですので、利用者の能力及び必要性によって、財産管理だけを行う後見人、身上監護だけを行う後見人、財産管理及び身上監護の両方を行う後見人、それぞれの一部のみを行う後見人が選任されることとなります。

また、日本の後見制度が家事事件手続法によって規律され、個別的關係者から陳述を聴く「審問」という形式が採用されているのに対し、アメリカの後見制度は「対審」構造を取り入れています。後見の申立てがされると本人のために弁護士が選任され、誰を後見人に選任すべきか、どのような権限が付与されるべきかといった点について審理する際に、本人が十分に関与することができます。

(り)

【参考文献】

- 「アメリカ成年後見ハンドブック」 ジムニー、グロスバーグ
- リーガルサポートプレス Vol.9(2015) 「取材1 障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会」
- 実践成年後見 53号(2014) 「成年後見人による財産管理の基準～アメリカ法と台湾法との比較を中心として」

世界の成年後見 オーストラリア



世界の成年後見 カナダ



① 制度概要

オーストラリアはオーストラリア憲法に基づき結成された連邦国家です。従って、オーストラリアの法律は連邦法で規定されるものと州法で規定されるものがあります。

成年後見制度の細目は州法によって運用されているため、その制度は各州の法制によってかなり異なっています。例えば、タスマニア州においては、行政機関である後見管理委員会のもとで、判断能力の不十分な人々に対して身上監護と財産管理の代理人選任が行われています。

オーストラリアの後見類型には、意思決定能力の不十分な人に対する身上監護、財産の管理能力が不十分な人に対する財産管理人、身上監護としての任意後見、財産管理としての任意後見、そして同意能力がない人に対して医療行為を代行する医療同意代行があります。身上監護に関する身上監護人は、後見管理委員会によって任命される公務員ですが、委員会が適当と判断する場合には配偶者や親族又は本人の友人でも身上監護人になることができ、委員会は選任の際に代理行為の内容を支持することになります。

② 支援体制の特徴

一方、オーストラリアでは、2008年に国連障害者権利条約を批准したことをきっかけとして、成年後見制度の運用に際し意思決定支援(SDM)の制度が議論され研究されるようになってきています。

ここでは、サウスオーストラリア州の意思決定支援モデルを紹介しましょう。サウスオーストラリア州のSDMは、障害のある人が自己の希望を自ら決定する過程をチームで支援していくモデルですが、本人の意思と生活に大きな変化がみられるという結果がでており、現在世界中から注目されています。

SDMモデルの概要は以下のようなものです。まず、責任者であるトレーナーと事務手続を中心にメンバーのバックアップを行うファシリテーター研修生が、障害のある意思決定者(DM)をリクルートし、親しい家族などのサポートを決定します。続いて、DMが意思決定を望む事項に基づいて合意書が作成されます。合意書の内容は、旅行をする、引越しをする、仕事をする、などさまざまですが、DMが本心に望んでいるかを確認しながら丁寧に時間をかけて作成されなければなりません。そして、DM、トレーナー、ファシリテーター研修生のコアメンバーと、合意事項を実現す

カナダには、カナダ全土を総括する連邦政府と10の州政府が存在します。成年後見制度は州法によって運用されているため、その制度は各州の法制によって異なっています。

そのうちオンタリオ州においては、成年後見制度に関する法律として1995年に施行された代行決定法(The Substitute Decisions Act)があります。この法律は、同一法内に事前措置である任意後見、事後措置である法定後見などが規定され、財産関係だけではなく身体関係についても規定されており、また、必要なところだけを後見するという部分後見が原則とされ、成年後見制度の理念を忠実に表現した法律として評価されています。この法律によりつくられる成年後見制度の主な組織としては身上財産公後見人事務所(The Office of Public Guardian and Trustee)、「能力判定事務所(Capacity Assessment Office)」があります。各事務所はオンタリオ州省の一部であり同省により運営されています。裁判所の関与する場面は多くはありません。

身上財産公後見人事務所は、判断の能力の不十分な成人の権利と利益を保護します。例えば、裁判手続の対象となっていない判断能力が不十分な成人に

ついて裁判所の指示があった場合、身上財産公後見人事務所が弁護士を探します。判断能力が不十分な成人について医療行為の必要性があり、代わりに判断する人がいなければ、身上財産公後見人事務所が決定します。また、身上財産公後見人事務所は、財産管理能力に疑いがあり、任意後見人など代わりに財産管理する方がいない成人の財産を管理します。

能力判定事務所は、専門家である能力判定者(assessor)を養成、その名簿の管理などを行います。能力判定者は、個人が意思決定の特定の種類のことができないかを判定する人のことです。この判定は、特定の業種で養成訓練に合格した能力判定者がガイドラインに従って行うもので裁判所は関与しません。裁判所が関与するのは能力判定者がした判定に争いがある場合など限定的なものとなっています。

次にアルバータ州では、2009年施行された成年者後見及び受託者法(The Adult Guardianship and Trusteeship Act)があります。これらの法律も、財産関係だけではなく身体関係についても規定されており、また、必要などころだけを後見するという部分後見が原則とされています。本人が能

力を失う前の事前措置から失った後の事後措置まで継続的に法整備がされており、例えば、身上監護において、①支援付意思決定、②共同意思決定、③後見を段階的に利用することが可能となつていきます。また、医療等関係者に対する特定意思決定という制度があり、判断能力が不十分な成人について医療行為の必要性があり、代わりに判断する人がいなければ、公後見事務所(The Office of Public Guardian)が決定します。紙面の関係上二部しか紹介できませんが、以上のように先進的なカナダの州では、財産管理、身上監護、医療行為を含め網羅的に制度が整備され、本人の意思の尊重が計られています。(う)

【参考文献】

- 「Government of Ontario」WEBページ他
(<https://www.ontario.ca/page/government-ontario>)
(<https://www.attorneygeneral.jus.gov.on.ca/english/>)
- 「THINK」会報96号別冊
日本司法書士会連合会
- 実践成年後見 49号
「アメリカ・カナダにおける成年後見と信託活用の最新事情」
山梨県立大学教授 澁谷 彰久
司法書士 高橋 弘、弁護士 小比木 清

るための友人や家族、ボランティア、サービス提供事業者などDMの身近にいるインフォーマルな関係者を集めてチームが形成されていきます。チームは合意内容の実現に向けて、アイデアを出し、手順を整理してDMに協力します。このチーム活動は6か月で終結し、トレーナー及びファシリテーター研修生は脱退しますが、その後もDMを取り巻くメンバーの支援は継続されていきます。

このサウスオーストラリアのSDMモデルは、チームの中で自分の意思を発言し、実現していくことで、本人が意思決定できる自信を取り戻し、より大きな意思決定を長期間にわたって本人ができるという成果を上げており、日本の成年後見制度にも大変参考になる制度であると思われる。(い)

【参考文献】

- 日本弁護士連合会 第58回人権擁護大会シンポジウム 第2分科会 基調報告書
「「成年後見制度」から「意思決定支援制度」へ」
- 実践成年後見 62号 「南オーストラリア州の支援付意思決定(SA-SDM)とその意義」
筑波大学講師・特定非営利活動法人PACガーディアンズ 名川 勝
- 厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業
「成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究」
研究代表者 宮内 康二



リーガルサポート

特別版

成年後見クイズ



成年後見法世界会議第4回ベルリン大会の

ポスターセッションにリーガルサポートが日本から唯一参加し、優秀賞を受賞したことを記念して、

今回はリーガルサポート成年後見クイズ特別版を企画しました！

次のページの成年後見に関するクイズに見事全問正解した方の中から、

抽選で30名の方に**オリジナル図書カード1,000円**をお送りします。

みなさま、奮ってご参加ください！

郵便はがき

1 6 0 0 0 0 3

お手数ですが
52円切手を
貼ってください

公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート
「成年後見クイズ係」行

東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階



※当選者の発表は
発送をもって代えさせて
いただきます。

応募方法

ハガキの場合

←左の応募ハガキを点線に沿って切り取り、クイズの解答・氏名・住所・感想等をご記入のうえ、ポストに投函してください。

FAXの場合

ハガキの解答欄に必要事項をご記入の上、解答欄の面をFAX送信してください。

03-5363-5065

- 応募締切 / 平成29年3月31日
- お寄せいただいた個人情報(氏名・住所・電話番号・職業)は、プレゼントの抽選・発送以外には使用しません。

世界の成年後見

韓国



① 制度概要

大きく法定後見と契約による後見(任意後見)があり、そして、法定後見は、次の3類型に分かれています。

(1) 成年後見 民法第9条

(被成年後見人―成年後見人)

疾病、障碍、老齢、その他理由による精神的制約により事務を処理する能力が持続的に欠けた者が対象となります。

この「精神的制約」は、日本民法第7条などの「精神上の障害」よりも広い概念ですが、身体的制約があるという事情だけでは、後見は開始されません。

また、包括代理権が付与される日本とは違い、残存能力の活用への指導理念によ

韓国の新しい成年後見制度は、それまでの行為能力宣告(いわゆる禁治産・限定治産宣告)が廃止され、2013年7月1日に施行されました。

その指導理念は、日本同様、大きく

① 被後見人の自己決定権の尊重

② 正常生活化(ノーマライゼーション)

③ 残存能力の活用を掲げています。

まだ開始して3年ですが、最近になって導入された分、日本よりもっと柔軟で先進的な部分があるように思います。

り家庭法院(裁判所)が「取消しできない被成年後見人の法律行為の範囲」や「成年後見人が持つ法定代理権の範囲」を決定することができるようになっています。

(2) 限定後見 民法第12条

(被限定後見人―限定後見人)

事務を処理する能力が(持続的に)不足した者が対象となります。必要な範囲でのみ行為能力を制限する類型です。

(3) 特定後見 民法第14条の2

(被特定後見人―特定後見人)

一時的後援又は特定の事務に関する後援が必要な者が対象で、期間や範囲を定めて特定後見人に代理権が付与されます。この後見の期間と権限の範囲を定める特定後見は、日本にはない類型です。

成年後見や限定後見程度に意思決定能力が限定した場合でも、特定後見

を利用でき、たとえば、1年、2年などの一定の期間に、遺産分割協議や生活費の通帳管理などの特定の事務のサポートのために特定後見を開始することができま

被特定後見人は、制限行為能力者ではなく、行為能力者なので、特定後見人には同意権・取消権が認められていません。

② 支援体制の特徴

家庭法院の許可が必要とされるのは、次の場合です。

① 被後見人を治療等の目的で精神病院などに隔離する場合

② 被後見人の生命・身体に障害などの危険な医療行為に同意する場合

③ 被後見人が居住する建物敷地の売却、賃貸、抵当権設定など法律行為をする場合

なお、治療手術を受けるか否かの決定は後見人の代理権に含まれませんが、本人の福利のため緊急的に決定しなければならぬ場合は、事前に家庭法院の許可を得て、後見人が本人に対する身体侵害医療行為に同意することができま

【参考文献】

- 平成26年 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 定時総会(札幌) 特別講演 配布資料 徳 徳 徳
- 成年後見制度 新・アジア家族法三国会議編 日本加除出版

プログラム

【基調講演】
「札幌家庭裁判所における成年後見事件の状況」
八田 公人氏 (札幌家庭裁判所 後見・財産管理センター 主任裁判所書記官)

【セミナー1】
「市民後見人育成事業の立案・実施に向けての提案」
青木 文子氏 (リーガルサポート 市民後見人育成事業支援委員会委員)

【セミナー2】
「市民後見人育成事業の実施例報告」
【報告①】
「札幌市における市民後見推進事業の現状について」
佐藤 朋紘氏 (社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 地域福祉部 自立支援課長)

【報告②】
「家庭裁判所の信頼を得るまでのプロセスと市民後見人の活動及び今後の課題について」
細川 博司氏 (秋田県横手市健康福祉部地域包括支援センター)
後藤 勇氏 (横手市成年後見支援センター 市民後見人)

【報告③】
「大阪後見支援センターの現状と課題
～16市3町から事業を受託中～」
西岡 崇氏 (社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター)

「市民後見憲章案」説明
隈本 武氏 (リーガルサポート 市民後見人育成事業支援委員会委員)



平成28年9月30日(金)、北海道札幌市のホテルさっぽろ芸文館において、自治体向けセミナー「市民後見人育成事業への取組み」が後記のプログラムに沿って開催されました。会場はほぼ満席に近い状況で、主に北海道各地の福祉関係者や市民後見人が来場していました。

まず始めに、八田氏が札幌家庭裁判所管内における、成年後見制度の利用者数や市民後見人の選任数などの現在の成年後見事件の状況について解説をしました。八田氏は、「家庭裁判所としても市民後見人を可能な範囲で支援していきたい」とする一方で、市民後見人選任後バックアップ等については「各自治体や社会福祉協議会に頼らざるを得ない」と述べました。

その後、セミナー1で市民後見人育成事業支援委員会から自治体の市民後見人育成事業への取組み方に関する提案がされ、セミナー2では札幌市、秋田県横手市、大阪府から市民後見人育成事業の実施例について報告がされました。中でも、秋田県横手市で実際に市民後見人として活動をされている後藤氏の報告は来場者の関心を集めていました。後見支援センターから被後見人が病院で着用させられているつなぎ服が身体拘束にあたるのではないかと指摘を受け、後藤氏が病院と話し合いを重ね、最終的につなぎ服の着用を中止するに至ったとのこと。後見支援センターと市民後見人の連携により被後見人の権利が守られたというエピソードがとて印象的でした。最後に、市民後見人育成事業支援委員会から市民後見人憲章案について説明があり、セミナーは盛況のうちに終了いたしました。

報告

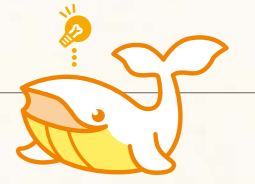
札幌発

自治体向けセミナー
市民後見人育成事業への取組み

主催・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

初級

- Q1. 成年後見人等であることを証明するための「登記事項証明書」が必要な場合、どこに請求すればいい?
1 最寄りの家庭裁判所 2 最寄りの法務局 3 後見人等の住所地の市区町村役場
Q2. 後見等開始の審判の申立てに基づき、成年後見人等となった場合に裁判所から送付される書類は?
1 審判書謄本 2 登記事項証明書 3 財産目録
Q3. 成年後見人等を誰にするか決めることができるのは誰?
1 本人 2 本人の親族 3 家庭裁判所
Q4. 成年後見人等の職務が終了する場合として正しいのはどれ?
1 管理する財産がなくなったとき 2 成年被後見人等または成年後見人等が死亡したとき 3 成年被後見人が行方不明となったとき



中級

- Q5. 成年後見人等となった場合に行う裁判所への報告で正しいのは?
1 初回の報告をした後は、重大な報告事項があった場合のみ報告する。
2 初回の報告をした後も、定期的に財産の状態や本人の生活状況などの報告をする。
3 忙しくて報告ができない時は、事情を話せば報告を省略することができる。
Q6. どの類型(成年後見・保佐・補助)に当てはまるか判断するための材料として最も相応しいものはどれ?
1 医師の診断書 2 親族の判断 3 本人の意思
Q7. 成年被後見人になるとできなくなるものはどれ?
1 印鑑証明書の取得 2 選挙での投票 3 不動産の所有



ヒントは、今までのリーガルサポートプレス Q&Aコーナー「司法書士が解決します!」からクイズを出題!

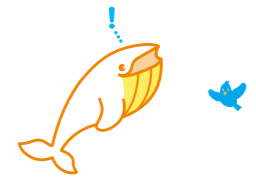
上級

- Q8. 親族後見人と第三者後見人の選任割合が逆転したのはいつ?
1 平成24年 2 平成26年 3 平成28年
Q9. 成年後見人等が法務局に申請しなくても、家庭裁判所が申請(囑託)してくれるのはどれか?
1 成年後見人等が初めて選任されたときにする登記
2 成年被後見人が転居して住所が変わったときにする「変更の登記」
3 成年被後見人が亡くなったときにする「終了の登記」
Q10. 成年後見人等の辞任について正しいのはどれ?
1 辞任には正当な理由と家庭裁判所の許可が必要
2 辞任には成年被後見人等の同意が必要
3 辞任することはできない

成年後見クイズ【解答欄】

答えは①～③の数字を1つ、☑チェックを記入してください。

Grid for quiz answers with columns for 初級 (Q1-Q4), 中級 (Q5-Q7), and 上級 (Q8-Q10). Each cell contains a question number and three boxes for answers ①, ②, ③.



Registration form with fields for フリガナ氏名, 住所, 電話番号, and ご職業. Includes a checkbox for gender and a field for age.

クイズのご感想



編 集 後 記



読書の秋、今回の特集である外国の成年後見制度を調べるのに疲れたので、昔に読んだ小説本を引っ張り出して次々と読み直してみました。前は自分と同じ比較的若い世代の登場人物に注目がちでしたが、私自身年を取ってきましたし、成年後見に関わっていることも影響してか、自然と高齢の登場人物に目が行くようになり、感情移入もしやすくなりました。そして、小説を通じて、「人生の先輩である高齢者に対する尊敬の念と寛大な気持ちを忘れてはならない。このことは成年後見への取組みでも変わらない」と、改めて考える機会となりました。

以上、読み直してみて本当に良かったと思う小説の中から、感謝の意味も込めて2つだけ挙げておきます。

◇井上靖「夜の声」 交通事故で頭を打った万葉集研究家の老人が、「人の心を正せ」という神の声を聞いたのをきっかけに、幼い孫娘を連れて蒸発し、万葉の清らかな心を取り戻すための旅に出る、という話です。

◇テリー・ケイ「白い犬とワルツを」 妻に先立たれた癌の老人が子供らと暮らす中、どこからともなく白い犬が現れるようになるが、主人公の老人以外の人には姿が見えない…という話です。 (ひ)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索!

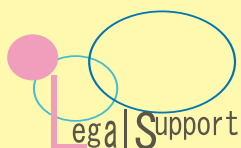
リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 千葉県支部 043-301-7831
- 富山県支部 076-431-9332
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 函館支部 0138-27-2345 HP
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 高知支部 088-825-3141
- 旭川支部 0166-51-9058
- とちぎ支部 028-632-9420
- 京都支部 075-255-2578 HP
- えひめ支部 089-941-8065
- 釧路支部 0154-41-8332
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 宮城支部 022-263-6786
- 静岡支部 054-289-3999
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 長崎支部 095-823-4710
- 山形支部 023-623-3322
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 和歌山支部 073-422-0568
- 大分支部 097-532-7579
- 岩手支部 019-653-6101
- 新潟県支部 025-244-5141
- 広島県支部 082-511-0230
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 秋田支部 018-824-0055
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 青森支部 017-775-1205
- 三重支部 059-213-4666
- 岡山県支部 086-226-0470 HP
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- 沖縄支部 098-867-3526
- 神奈川支部 045-640-4345 HP
- 福井県支部 0776-30-0016
- しまね支部 0854-22-1026
- 埼玉県支部 048-845-8551 HP
- 石川県支部 076-291-7070
- 香川県支部 087-821-5701 HP

本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページには
音声読み上げ機能があります!



編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

